

○農林水産省告示第百三十号
種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条
第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取
り消したので、同条第五項の規定に基づき公示す
る。
なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定に
基づき、平成二十二年十一月十五日に消滅したも
のとみなされる。
平成二十三年一月十八日

- 農林水産大臣 鹿野 道彦
- 登録番号 第20009号
登録年月日 平成22年11月15日
農林水産植物の種類
Kalanchoe Adans.
 - 登録品種の名称 フロリカンフオール
品種登録者の氏名又は名称及び住所 A / S
Knud Jensen Dansbrovej 53, Korsholm DK—
8382 Hinnerup Denmark

- 登録番号 第20019号
登録年月日 平成22年11月15日
農林水産植物の種類
Kalanchoe Adans.
- 登録品種の名称 HENRIETTA
品種登録者の氏名又は名称及び住所 A / S
Knud Jensen Dansbrovej 53, Korsholm DK—
8382 Hinnerup Denmark

- 農林水産大臣 鹿野 道彦
- 登録番号 第20010号
登録年月日 平成22年11月15日
農林水産植物の種類
Kalanchoe Adans.
 - 登録品種の名称 フロリカンフオール
品種登録者の氏名又は名称及び住所 A / S
Knud Jensen Dansbrovej 53, Korsholm DK—
8382 Hinnerup Denmark

- 登録年月日 平成二十二年十二月二十八日
登録番号 32
国土交通大臣
- 登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
株式会社グッド・アイズ建築検査機構
住所
東京都新宿区百人町二丁目十六番十五号
代表者の氏名
藤田 孝行
- 登録の区分
住宅の品質確保の促進等に関する法律第七條第二項第一号から第三号までに掲げる住宅の種別に
係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第一号
から第三号までに定める区分
- 評価の業務を行う事務所の所在地
東京都新宿区百人町二丁目十六番十五号
法第十三條の評価員の氏名
紅林 満、片山 文、中川 美保、関 正雄、白井 勇人、沼田 岳彦、鈴木 英司、森
田 恵子、山口 篤志、中津 岳夫、荒井 道夫、山崎 善孝、柳田 一彦、川越 千春、和田
祐二、中田 宣行、沼田あゆみ、小坂 恒夫、内田 謙二、小林 浩一、藤巻 和道、鈴木 博文、
中田 恵、中村 堅志、佐々木 淳
- 役員 の氏名
藤田 孝行、中津 岳夫、片山 文、藤田 忠孝
- 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
紅林 満
- 評価の業務を行う区域
日本全域

○特許庁告示第11号
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七條の規定に基
き次のとおり登録を行ったので、同法第三十九條において準用する同法第三十四條の規定に基づき公
示する。
平成二十三年一月十八日

登録番号	登録年月日	登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	登録を受けた者が調査業務を行う区分の名称	登録を受けた者が調査業務を行う事業所の名称及び所在地
第二十一号	平成二十三年一月七日	テクノサーチ株式会社 愛知県名古屋市中区栄一丁目10番19号 代表取締役社長 磯部 克	十七 先行技術調査（生活機器） 十九 先行技術調査（福祉・サービス機器）	テクノサーチ株式会社 愛知県名古屋市中区栄一丁目10番19号

○国土交通省告示第四十六号
住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、
次のように登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定により、公示する。
平成二十三年一月十八日

特許庁長官 岩井 良行

海上保安庁告示第十四号
海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第四条第三項を実施するため、海上保安庁の航空機
の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。
平成二十三年一月十八日
海上保安庁長官 鈴木 久泰

海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示
海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件（昭和二十八年海上保安庁告示第十二号）の一部を
次のように改正する。

別表中型飛行機（最大離陸重量二、五〇〇kgを超え二〇、〇〇〇kg以下のもの）の項中

「MA 724 回	」JA 724A」を
「MA 724 回	」JA 724A」を
「MA 724 回	」JA 724A」を
「MA 725 回	」JA 725A」を

別表大型飛行機（最大離陸重量二〇、〇〇〇kgを超えるもの）の項を削る。
別図（十三）を削り、別図（十四）を別図（十三）とし、別図（十五）を別図（十四）とする。
附則
この告示は平成二十三年一月二十日から施行する。